近江八幡市広告入り介護保険利用の手引き作成仕様書

１．発行の形態

（１）近江八幡市広告入り介護保険利用の手引き

介護保険サービスを利用するために必要な手続等の情報を掲載し、市役所等で配布する冊子

（２）発行方法

冊子の製作及び納品にかかる全ての費用は協働発行事業者が負担し、無償で市に提供する。

協働発行事業者は冊子に広告を掲載できるものとし、その広告の掲載により得られる収入は協働事業者に帰属するものとする。広告募集にかかる物品や書類等について、すべて協働発行者で負担し、市は一切の準備物の用意及び手続きは行わないものとする。

（３）対象年度

令和９年（２０２７）年度版

２．冊子の製作期間及び納品日

（１）製作期間　令和８年１２月１８日（金）から令和９年７月３０日（金）まで
（２）納品期限　令和９年７月３０日（金）
（３）納品先　　近江八幡市役所（近江八幡市桜宮町２３６番地）
（４）配布期間　令和９年８月２日（月）から令和１０年７月３１日（月）まで
※ただし、納品期限の日より早く納品された場合は、令和９年７月中より配布を開始する。

３．冊子の配布方法

（１）近江八幡市役所及び安土町総合支所の窓口
（２）市内の地域包括支援センター等の関係施設
（３）その他市長が適当と認める場合

４．規格及び作成部数

（１）サイズ　　Ａ４
（２）ページ　　１２～１６ページ程度
（３）紙質　　事業者提案による。
（３）色　　フルカラー
（４）内容　　「５．冊子の内容」を参照
（５）広告量　　全紙面の４０％以内
（６）部数　　２，５００部

５．冊子の内容

（１）全体　　１２～１６ページ程度
（２）行政情報内容　・介護保険のしくみ（主旨・目的）
・第１号被保険者と第２号被保険者について
・特定疾病について
・介護保険の申請からサービス利用までの手順
・介護保険サービスの種類等について
・地域包括支援センター、ケアマネジャー等についての説明
・介護保険証と負担割合証について
・介護保険サービスの自己負担割合と判定基準について
※企画提案書に記載された記事内容を基に、協定締結後、市と協働事業者で再度協議を行い、内容を決定する。
（３）広告　　・全紙面の４０％以内
（４）冊子の仕様　　事前に市と協議し、承認を受けた後に制作しなければならない。

６．協賛企業広告について

（１）広告主、広告内容については、近江八幡市広告事業実施要綱（平成２２年近江八幡市告示第５５号)、近江八幡市広告事業掲載基準及び広告入り介護保険利用の手引き協働発行に関する取扱要綱（令和８年近江八幡市告示２５６号）を遵守すること。
（２）右上に「広告」のクレジットを入れるなど、行政情報と広告が混同しないように配慮すること。なお、広告の掲載位置に関しては、市と共同発行業者の協議の上、決定するものとする。
（３）広告内容については、近江八幡市広告事業実施要綱（平成２２年近江八幡市告示第５５号）の基準に基づき、市で事前に審査し、冊子への掲載を決定する。審査により指摘された事項については適切に反映しなければならない。万が一、適切に反映されていない広告が掲載された場合は、当該冊子を回収し、代替の冊子を市に提供しなければならない。
（４）共同発行事業主は、広告主に対し自らが広告の募集者であることを明確にするとともに、市が広告主であるかのような誤解を受けることがないように配慮しなければならない。
（５）共同発行事業者は次に掲げる広告主を優先して掲載するものとする。
①国、地方公共団体、公益法人及びこれらに類するもの
②民間事業者のうち、市内に事業所等を有するもの
③その他の民間事業者

７．苦情処理等
（１）共同発行事業者は、近江八幡市広告事業実施要綱第８条第１項に基づき、当該広告に関する一切の責任を負い、速やかに苦情等の解決にあたることとする。
（２）共同発行事業者は、広告主及び広告内容が基準に定める内容等に対し不適当な状況が生じた場合は、速やかに市に文書で報告するものとし、その対応については市と協議の上決定するものとする。落丁や乱丁などの場合も同様の対応を行う。
（３）共同発行事業者は冊子の納品後に生じた事情により冊子の継続利用に不都合が生じた場合は、その後の対応について市と協議の上決定するものとする。

８．その他
（１）形状、色、広告内容等の冊子の仕様については、事前に市と十分協議すること。なお、市の業務内容等を冊子に記載する場合は、市の指示に従うものとする。
（２）文字校正２回以上及び色校正１回以上を完了し、市から承諾を受けた後に印刷・製本すること。
（３）市からの提供情報については市が、それ以外の情報は市の許可を得た上で、協働発行事業者が著作権をもつ。市が著作権を持つページについては、市ホームページに掲載するため、PDF 形式にてデータ納品すること。
（４）本事業において取得した情報は市の許可を得た上で、協働発行事業者が転載できるものとする。ただし、著作権及び著作者人格権を侵害しない範囲での転載とする。
（５）提供された冊子及びＰＤＦについては、協働発行事業者の許可を得て市にて無償で活用できることとする。
（６）多くの人が利用可能であるようユニバーサルデザインを採用し、情報を取得しやすいように配慮すること。
（７）行政情報に関する責任は市が負うこととし、問い合わせ等あれば市が対応することとする。行政情報以外に関しては協働事業者が責任を負い、問い合わせ等があれば協働発行者が対応することとする。

９．問い合わせ先
〒５２３－８５０１　滋賀県近江八幡市桜宮町２３６番地
近江八幡市　福祉保険部　介護保険課
電話：０７４８‐３３－３５１１　ＦＡＸ：０７４８－３１－２０３７
Ｅ－mail：010804@city.0mihachiman.lg.jp